

外国の運転免許から日本の運転免許への切替え (R2. 2)

切替条件

- ・ 外国の運転免許証を取得後、その国に通算して3月以上滞在していたこと。
- ・ 有効期限のある外国の運転免許証を所持していること。
- ・ 外国免許の取得方法に相違がないこと。

申請場所	○福島運転免許センター 福島市町庭坂字大原1-1 ※警察署では手続きできません。 ○郡山運転免許センター 郡山市大槻町美女池上14-6 (特例国のみ手続可 下欄参照)
受付方法	要予約(予約をしていない方は手続きできません) ○ 福島運転免許センター 024-591-4372又は4381 ○ 郡山運転免許センター 024-961-2100 ※郡山運転免許センターは特例国のみ受付となります。 予約受付時間 月曜日から金曜日(祝日等、年末年始を除く。)午前8:30~午後5:00
受付時間	○福島運転免許センター 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9:30~10:00 福島免許センター3階窓口に来てください。 ○郡山運転免許センター 木曜日、金曜日の2日間(祝日等、年末年始を除く) 午後2:00~2:30
必要書類等	○ 外国籍の方 ・ 中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書 ・ 住民票(国籍、在留カード等の番号、区分、在留資格・期間等が記載され、6か月以内に発行されたもの ※個人番号は不要) ○ 日本国籍の方 住民票(本籍が記載され、6か月以内に発行されたもの ※個人番号は不要) ○ 外国の運転免許証 失効した古い運転免許証もあれば提出してください。 初回取得年月日、当該免許証の交付年月日等がない場合は、それが分かる書類(運転経歴証明書等)を関係機関から取得していただく場合があります。 ○ 外国運転免許証の翻訳文 大使館、領事館又はJAFで作成されたものに限りです。 JAF宮城支部 022-783-2826 ※台湾の運転免許証は、台湾日本関係協会(旧亜東関係協会)発行の翻訳文でも可。 ○ 写真1枚 縦3cm×横2.4cm、無帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く。)、正面、上三分身、無背景で6か月以内に撮影されたもの ○ パスポート等の出入国記録 外国運転免許証取得日から、その国に通算3月以上の滞在を確認できるもの。 パスポートは、有効なもの他に失効したものもあれば提出してください。 パスポートで滞在を確認できない場合は、出入国記録証明書など3月以上の滞在を証明できる書類を取得していただく場合があります。 ○ 日本の運転免許証(所持している方のみ) 有効または失効を問いません。(コピー不可)
手数料	○ 申請手数料 大型・中型・準中型4,100円、普通2,550円、特定一般2,600円 ○ 交付手数料 2,050円、併記 200円
確認内容等	○ 上記必要書類の審査及び自動車等の運転経歴に関する質問 ○ 視力などの適性検査 ○ 自動車等の運転について必要な知識に関する確認(特例国以外) ○ 自動車等の運転に関する実技確認(特例国以外)
その他	○ 書類審査の結果、受理できない場合があります。 ○ 書類審査の結果、各種証明書等を取得していただく場合もあります。 ○ 日本語を話せない方や読み書きのできない方は、必ず通訳を同伴してください。 携帯電話等を利用した通訳はお断りします。 ○ 自動二輪申請者はヘルメット・グローブ等を準備してください。 ○ 冬季は積雪や路面凍結により実技確認ができない場合があります。
特例国	アイスランド、アイルランド、アメリカ(バージニア州、ハワイ州、メリーランド州、ワシントン州のみ)、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、台湾